



平成 18 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 うかい  
代表者名 代表取締役社長 大久保 勇  
(JASDAQコード番号 7621)  
問合せ先 総務課長 荒井 勝秀  
(TEL 042-666-3333)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 30 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 24 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を限定する規定を新設するものであります。
- (2) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能とするための規定を新設するものであります。
- (3) 社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。
- (4) その他、会社法が施行されることに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされております。

- ① 当会社に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め。
- ② 当社は株券を発行する旨の定め。
- ③ 当社は株主名簿管理人を置く旨の定め。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 28 日 (水曜日)  
定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 28 日 (水曜日)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、 18,240,000株とする。 ただし、消却がおこなわれた場合 には、これに相当する株式数を減 ずるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は商法第211条ノ3第1項 第2号の規定により、取締役会の 決議をもって自己株式を買受ける ことができる。</p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第 7 条 当社の1単元の株式の数は、 1,000株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第 5 条 当社は、株主総会および取締役 のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 18,240,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行 する。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、会社法第165条第2項の 規定により取締役会の決議によっ て自己の株式を取得することがで きる。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は、1,000株 とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1単元の株式の数に満たない株式に係る株券)</p> <p>第8条 当社は1単元の株式の数に満たない株式(以下、「<u>单元未満株式</u>」という。)に係る株券を発行しない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>单元株式数および单元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第10条 当社は、第7条の規定にかかわらず、<u>单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(<u>单元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第11条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)はその有する<u>单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条2項各号に掲げる権利。</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定</u>する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および実質株主名簿（以下、「株主名簿」という。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては、これを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株券の種類、<u>株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録および単元未満株式の買取り、その他株式に関する請求、届出の手續き</u>および手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株式につき<u>株式名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株式名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め、これを公告</u>する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および実質株主名簿（以下、「株主名簿」という。）および株券喪失登録簿の<u>作成ならびに備置き、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 当社の株式に関する<u>取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株 主 総 会	第 3 章 株 主 総 会
<p>(基準日)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その期の定時株主総会において株主の権利を行使できる株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録質権者とする。</p> <p>(招集時期)</p> <p><u>第12条</u> 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合に、随時これを招集する。</p> <p>2. 前項の定時株主総会において、株主の権利を行使すべき株主は、毎<u>決算期</u>の最終の株主名簿に記載された株主とする。</p> <p>(招集者および議長)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会は、社長が招集し、議長となる。</p> <p>2. 社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第14条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. (削除)</p> <p>(招集時期)</p> <p><u>第15条</u> (現行どおり)</p> <p>2. 前項の定時株主総会において、株主の権利を行使すべき株主は、毎<u>事業年度</u>の最終の株主名簿に記載された株主とする。</p> <p>(招集者および議長)</p> <p><u>第16条</u> (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p><u>第14条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、<u>出席した株主の議決権の過半数</u>をもってこれを行う。</p> <p>2. 商法第343条の規定によるべき決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第15条</u> 株主は、<u>他の議決権ある株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</u>この場合は、総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第16条</u> 株主総会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数および選任方法)</p> <p><u>第17条</u> 当社の取締役は3名以上12名以内とし、株主総会で選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数</u>をもってこれを行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第18条</u> 株主は、<u>当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u>この場合は、総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第19条</u> 株主総会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項を記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数および選任方法)</p> <p><u>第20条</u> 当社の取締役は3名以上12名以内とし、株主総会で選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(累積投票の排除)  <b>第18条</b> 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)  <b>第19条</b> 取締役の任期は、<u>就任後2年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠によって選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(代表取締役)  <b>第20条</b> 取締役会はその決議により、当会社を代表すべき取締役を定める。</p> <p>(役付取締役)  <b>第21条</b> 取締役会はその決議により、<u>取締役の中から</u>、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名をおくことができる。</p> <p>(取締役会の招集者および議長)  <b>第22条</b> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。</p> <p>2. 社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(取締役の招集手続)  <b>第23条</b> 取締役会を招集するときは、会日から3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(累積投票の排除)  <b>第21条</b> 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)  <b>第22条</b> 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠によって選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(代表取締役)  <b>第23条</b> 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する</u>。</p> <p>(役付取締役)  <b>第24条</b> 取締役会はその決議によって、<u>取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名</u>をおくことができる。</p> <p>(取締役会の招集者および議長)  <b>第25条</b> (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役の招集手続)  <b>第26条</b> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議) 第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第25条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(取締役の報酬) 第26条 取締役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会において定める。</p> <p>(顧問および相談役) 第27条 取締役会は、その決議をもって顧問および相談役各若干名を選任することができる。</p>	<p>(取締役会の決議) 第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第28条 当社は、会社法370条の要件を充たしたときは、<u>取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第29条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令で定める事項</u>を記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与ならびに退職慰労金<u>その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益</u>(以下、「報酬等」という。)は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(顧問および相談役) 第31条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数および選任方法)</p> <p>第28条 当社の監査役は、3名以上4名以内とし、株主総会で選任する。</p> <p>2. 監査役の選任の決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠によって選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 <u>監査役はその互選により、常勤監査役を1名以上おこななければならない。</u></p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数および選任方法)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2. 監査役の選任の決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠によって選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 <u>監査役会は、その決議によって、常勤監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集手続)</p> <p><u>第31条</u> 監査役会を招集するときは、会日 から3日前までにその通知を發す る。ただし、緊急に招集の必要あ るときは、この期間を短縮するこ とができる。</p>	<p>(監査役会の招集手続)</p> <p><u>第35条</u> 監査役会を招集するときは、会日 から3日前までにその通知を發す る。ただし、緊急に招集の必要あ るときは、この期間を短縮するこ とができる。</p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、 招集の手続きを経ないで監査役会 を開催することができる。</u></p>
<p>(監査役会の決議)</p> <p><u>第32条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の 定めある場合を除き、監査役の過 半数をもってこれを行う。</p>	<p>(監査役会の決議)</p> <p><u>第36条</u> (現行どおり)</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第33条</u> 監査役会の議事録には、議事の経 過の要領およびその結果を記載 し、出席した監査役がこれに記名 押印する。</p>	<p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第37条</u> 監査役会の議事録には、議事の経 過の要領およびその結果ならびに <u>その他法令に定める事項</u>を記載 し、出席した監査役がこれに記名 押印する。</p>
<p>(監査役の報酬)</p> <p><u>第34条</u> 監査役の報酬ならびに退職慰労金 は、株主総会に<u>おいて</u>定める。</p>	<p>(監査役の報酬)</p> <p><u>第38条</u> 監査役の報酬等は、株主総会に よって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期日)</p> <p>第35条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、各営業年度の末日を決算期日とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第36条 当会社の利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し支払うものとする。</p>	<p>(監査役の実任免除)</p> <p>第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録質権者に対して商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下、中間配当という）をすることができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第38条 利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 この定款は、決議の日より施行する。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第42条 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 この定款は、決議の日より施行する。</p>